

解散公告 (第三回)

当法人は、社員総会の決議並びに福島県知事の認可により、令和八年二月二十五日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三日

福島県南相馬市小高区上町二丁目二五番地

医療法人上町内科皮膚科クリニック

清算人 鈴木 賛

解散公告 (第三回)

当法人は、令和八年三月二十四日開催の臨時総会の決議により、令和八年三月三十一日付で解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三日

栃木県宇都宮市中戸祭町八四八番地

職業訓練法人宇都宮共同高等産業技術学校運営会

清算人 野澤 佳久

解散公告 (第三回)

当法人は、令和七年十月一日岐阜地方裁判所多治見支部の解散命令により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三日

岐阜県土岐市下石町折道一七〇七番地

宗教法人日蓮宗下石教会

清算人 本間 久雄

解散公告 (第三回)

当法人は、令和七年十月一日岐阜地方裁判所多治見支部の解散命令により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三日

岐阜県瑞浪市土岐町一〇四六番地の三

宗教法人日蓮宗土岐教會

清算人 本間 久雄

解散公告 (第三回)

当法人は、令和七年十二月二十七日岐阜地方裁判所高山支部の解散命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年三月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三日

（登記簿上の主たる事務所）

岐阜県高山市松之本町三四八七番地の一

宗教法人御嶽教覚動教会

清算人 弁護士 清水 卓也

連絡先 岐阜県高山市昭和町二一〇〇一

一〇 大久保ビル二階A号室 清水卓也法律事務所

解散公告 (第三回)

当法人は、令和七年十月七日開催の社員総会の決議並びに香川県知事の認可により、令和八年二月五日付で解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年三月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三日

香川県高松市松縄町八二四番地七

医療法人社団フィリーズ

清算人 西本 正賢

解散公告 (第三回)

当法人は、令和八年二月二日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月三日

熊本市南区川尻六丁目三番一五号

医療法人社団上塚会

清算人 吉田 裕利

第53期決算公告

令和8年4月3日

宮城県仙台市青葉区昭和町2番38号

ホシザキ東北株式会社

代表取締役 今野 浩治

貸借対照表の要旨

(令和7年12月31日現在) (単位: 千円)

科 目		金 額
資の産部	流 動 資 産	10,355,031
	固 定 資 産	1,225,184
	合 計	11,580,215
負債純資産及び部	流 動 負 債	5,787,176
	固 定 負 債	619,883
	株 主 資 本	5,173,156
	資 本 金	100,000
	利 益 剰 余 金	5,073,156
	利 益 準 備 金	25,000
	そ の 他 利 益 剰 余 金	5,048,156
	(うち当期純利益)	(831,768)
合 計		11,580,215